鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１５号

鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年鳥取市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１６条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第１６条　法第１８条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。